

# 北九州市立向洋中学校父母教師会会則

## 第1条 名称

この会は北九州市立向洋中学校父母教師会と呼び、事務所を向洋中学校内に置く。

## 第2条 目的

この会は学校・家庭・地域社会の積極的な協力によって教育の充実に寄与することを目的とする。

## 第3条 事業

この会の目的達成のため次の事業を行う。

会員の知識教養の向上

生徒の福祉に関係のある事業促進のために、学校と公共諸機関との協力促進

会員相互の福利厚生に関する事項

## 第4条 会員の資格

次のものはこの会の会員となることができる。

在校生徒の保護者

本校教職員

## 第5条 会費

会費の額は総会において多数決により決定する。また会員は正規の会費を納入するものとする。

## 第6条 会員の権利義務

会員はすべて同等の権利と義務を有する。会員はすべてこの会の活動に参加するものとする。

## 第7条 役員

会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名（男女各1名を含む）、書記 2名（教職員1名含む）

会計 2名（教職員1名含む）、会計監査 若干名

## 第8条 役員の任務

会長は会務を統轄し会合を主催し外部に対し会を代表する。副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその代理をする。

書記は、次に掲げる記録を正確に保管し、毎年度末これらの記録を一括して後任者に引き継ぐ。

\* 会則・当該年度人事録・会議事項の要録・役員及び委員会の報告書・往復文書等々。

会計は会の会費を管理し、正規の承認を経て経費の支出を行う。会計は一切の収支について正確に記録を行う。会計簿は随時会員の何人でも点検することができる。会計は毎年度末会計監査を経て決算報告書を総会に提出して全会員に報告する。

会計監査は年度末に行い、その結果を総会に報告する。

## 第9条 選挙

役員は毎年度始めの総会において推挙する。

## 第10条 役員の任期

役員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。

## 第11条 総会

定期総会は年一回開く。臨時総会は会長が必要と認めた場合招集する。総会は会員の過半数を以って定足数とする。(委任状は出席とみなす)会議の決議は出席者の過半数の賛同による。

## 第12条 委員会

この会に次の委員会を置く。

学年・学級、家庭教育、広報、保体・補導、

## 第13条 委員の委嘱

委員会の委員長、副委員長は会長が委嘱する。

## 第14条 委員会の任務

学年・学級委員会は学年及び学級に関する事項及び会員相互の福利厚生に関する事項を遂行するための企画をし、世話を担当する。

家庭教育委員会は成人教育・人権教育に関する事項を担当する。

広報委員会は会の広報に関する事項を担当する。

保体・補導委員会は保健体育に関する事項及び生徒の生活に関する事項を担当する。

## 第15条 理事会

理事会は会の役員及び各委員会の委員長、副委員長、委員を以って構成する。

## 第16条 理事会の任務

会の任務は次のとおりである。

総会または各委員会において委嘱された案件の審議  
委員会の連絡調整  
各委員会の立案した計画の承認  
その他この会の運営上必要な事項

#### 第17条 経 理

この会の収入は会費及び事業の収入を以って当てる。

#### 第18条 会計年度

この会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

#### 第19条 規約の改正

規約に関する改正案は理事会の審議を得、改正の決定は総会において出席委員の過半数の賛成を必要とする。

#### 第20条 規約の発効

昭和45年5月15日改訂

昭和53年5月 2日改訂

昭和 6年4月23日改訂

平成 7年5月 6日改訂

平成16年4月25日改訂

## 役員選挙細則

第1条 規約第9条により、役員を選出にあたっては、この細則を適用する。

第2条 上の選出を行うため、次の要領によって役員選考委員を選出する。

各委員会から1名（原則として、卒業委員とする）

学校教職員から2名

卒業役員

第3条 選考委員会に委員長・副委員長各1名を置く。委員長・副委員長は、委員の互選によって定める。

平成16年4月25日改訂